

令和3年 第11回 新富町農業委員会会議録

(令和3年11月29日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 3 年 第 1 1 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 3 年 11 月 29 日 (月)					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 3 年 11 月 29 日 午後 2 時 30 分 議長 閉会 令和 3 年 11 月 29 日 午後 3 時 00 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	安藝 眞充	○
	2 番	芳野 京子	○	10 番	川野 國廣	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	中山 真一	○
	4 番	藤井 貞敏	○	12 番	長友 保	○
	5 番	水筑 祐子	○	13 番	猪俣 忠	○
	6 番	太田 茂	○	14 番	井崎 誠	○
	7 番	長友 万藏	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16 番	前田 章男	○
会議録署名委員		11 番 中山 真一 12 番 長友 保				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	岩村 伸夫	○			
	補 佐	福重 和泉	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について
- (5) 農地法の適用を受けない土地の証明について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議案第51号 農地法の適用を受けない土地の証明について

議長 ただ今から、令和3年第11回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達しております。

議長 10月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、11番 中山真一 委員、12番 長友 保 委員を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

(なしの声あり)

議長 異議がないようですので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第3、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは現地調査の報告を含め、その1について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■
■■■■ほか全4筆、畑の合計3,796㎡、賃借権設定で経営規模拡大、対価額■■■■円、山桃の耕作となっております。
次に現地調査について報告します。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友(嘉)　ありません。

議長 つぎにその 2 について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。

 譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■、畑の1,027 m²、所有権移転で、親子間の無償贈与となっております。

次に、現地調査について報告します。こちらも耕作地として問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

前田 ありません。

議長 つぎにその3について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3について説明申し上げます。

 譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■ほか全2筆、田の合計417㎡、所有権移転で、登記整理のため無償贈与となっております。

次に、現地調査について報告します。こちらも耕作地として問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友(保) ありません。

議長 つぎにその4について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その4について説明申し上げます。
 譲渡人は■■■■さん、譲受人は認定農家の■■■■さん、申請地は
 ■■■■■■■■■■、田の939㎡、所有権移転で経営規模拡大、反当■■
 ■■円となっております。

次に、現地調査について報告します。こちらも耕作地として問題ない

土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

安藝 ありません。

議長 ただ今、議案第 47 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

山口 その 4 の反当価格が安いと思うけど、なぜ？

安藝 該当地の日当たりが悪いので、その価格になったようです。

議長 ほかに質問はないですか。
質問等もないようですので、採決します。
議案第 47 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 47 号については、申請どおり承認されました。

議長 つぎに、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それではその 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 について説明申し上げます。
譲受人は■■■■、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■
■、田の 244 m²、所有権移転で申請内容は建売住宅、建築面積は 59.62
m²、申請理由は議案書に記載のとおりです。第 3 種農地で土地代■■■■
■円、坪当たり約■■■■円となっております。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 7番 長友万藏 委員

長友(万) それではその1について、7番長友が現地調査の報告をします。
申請地は住宅地内にあり、問題ない土地と判断しました。以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友(嘉) ありません。

議長 つぎにその２について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。

 譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■、畑の319 m²、所有権移転で、申請内容は一般個人住宅、建築面
積は87.77 m²、申請理由は議案書に記載のとおりです。第3種農地で土
地代■■■■円、坪当たり約■■■■円となっております。

 説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 7番 長友万藏 委員

猪俣 それではその2について、7番長友が現地調査の報告をします。
 こちらも住宅地内にありますので、問題ない土地と判断しました。
 以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友(嘉)　ありません。

議長　ただ今、議案第 48 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 48 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案 48 号については、申請どおり承認されました。したがって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 議案に入る前に、ここでおはかりいたします。その 1 については関係する委員がおられますので、まず、その 1 について審議及び採決を行い、その後、その 2 以降の審議及び採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、その 1 について関係する委員に退席して頂きます。

(■■■■ 委員 退席)

議長 それでは、その 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。
その 1 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の 779 m²、公告年月日は令和 3 年 12 月 12 日、対価額■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、山口弘安委員と井崎誠委員との共同あっせんとなっております。説明は以上です。

議長 ただいま、その 1 について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第 49 号その 1 について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 49 号その 1 については承認されました。

議長 関係委員には席に戻っていただきます。

(■■■■■ 委員 着席)

議長 それではその 2 から 7 まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。

その 2 につきましては、譲受人が■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、田の 2,052 m²、公告年月日は令和 3 年 12 月 10 日、対価額■■■■■円で 10 アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で、山口弘安委員と中山真一委員との共同あっせんとなっております。

その 3 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか全 3 筆、田の合計 1,185 m²、畑の合計 5,099 m²、総計 6,284 m²、公告年月日は令和 4 年 1 月 11 日、対価額■■■■■円で 10 アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で、鬼塚真理子委員と川野國廣委員との共同あっせんとなっております。

その 4 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか全 2 筆、畑の合計 4,539 m²、公告年月日は令和 3 年 12 月 15 日、対価額■■■■■円で 10 アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で、鬼塚真理子委員と安藝眞充委員との共同あっせんとなっております。

その 5 につきましては、譲受人が宮崎県農業振興公社、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか全 7 筆、畑の合計 6,961 m²、公告年月日は令和 3 年 12 月 21 日、対価額■■■■■円で 10 アールあたり■■■■■円、こちらは県農業振興公社を介しての農地売買事業、いわゆる特例事業となっております。耕作者であり 4 年 10 ヶ月後の買受予定者は農地所有適格法人の■■■■■、水筑祐子委員と井崎誠委員との共同あっせんとなっております。

その 6 につきましても、譲受人が宮崎県農業振興公社、譲渡人は■■■■■さんほか 1 名、申請地は■■■■■■■■■■ほか全 8 筆、畑の合計 4,930 m²、公告年月日は令和 3 年 12 月 21 日、対価額■■■■■円で 10 アールあたり■■■■■円、こちらも県農業振興公社の特例事業となっております。買受予定者は■■■■■、水筑祐子委員と井崎誠委員との共同あっせんとなっております。

その 7 につきましても、譲受人が宮崎県農業振興公社、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか全 4 筆、田の合計 3,095 m²、公告年月日は令和 3 年 12 月 21 日、対価額■■■■■円で 10 アールあた

り■■■■円、特例事業で、買受予定者は認定農家の■■■■さん、こちらは藤井貞敏委員と長友保委員との共同あっせんとなっております。
以上、説明を終わります。

議長 ただ今、議案第 49 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 49 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 49 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それではその 1 から 32 まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。
その 1 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人が宮崎県農業振興公社、申請地は■■■■■■■■ほか全 4 筆、田の合計 3,095 m²、公告期間は令和 3 年 12 月 21 日から令和 8 年 10 月 20 日、こちらは先ほど議案第 49 号で説明申し上げた特例事業となっております、大和ほ場整備事業に係る事業関連タイプのため、賃借料なしとなっております。

その 2 につきましては、譲受人が農地所有適格法人の■■■■、譲渡人が宮崎県農業振興公社、申請地は■■■■■■■■ほか全 15 筆、畑の合計 11,891 m²、公告期間は令和 3 年 12 月 21 日から令和 8 年 10 月 20 日、こちらも先ほどの特例事業となりますが、通常の一時貸付タイプですので、賃料が年あたり売買価格の 1 %発生し、10 アールあたり■■■■円となっております。

その 3 につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全 4 筆、田の合計 3,489 m²、公告期間は令和 3 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日、賃借権設定で経営規模拡大、粳の物納で反当■■kg、なお■■■■■■■■のみ上今町案件

となっております。

その4から6につきましては、再設定ですので説明は省略します。

その7から32につきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件となっております。なお、借り手予定者につきましては、別紙様式第7号の2の配分計画案をご覧ください。以上、説明を終わります。

議長 ただ今、議案第50号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第50号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第50号については承認されました。

議長 つぎに、議案第51号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 それではその1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。
申請人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、登記地目が田の76㎡、申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 7番 長友万藏 委員

長友(万) それでは、7番長友が現地調査の報告をします。
申請地はすでに農地として再生困難であり、非農地として扱うのが適当と思われます。

議長 つぎにその2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。

申請人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、登記地目が畑の
449 m²、申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 2 番 芳野京子 委員

芳野 それでは、2 番芳野が現地調査の報告をします。
 こちらも現地を確認した結果、非農地が適当と判断しました。

議長 ただいま議案第 51 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
 議案第 51 号について、承認される方の挙手を求めます。

 (全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 51 号については承認されました。したが
 いまして、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 以上をもちまして、令和 3 年 11 月 29 日開会の第 11 回新富町農業委
 員会定例総会に付議されました案件は、すべて審議終了いたしました。
 これをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

令和 3 年 11 月 29 日

会 長 平下 裕敏
署名委員 安藝 眞充
署名委員 川野 國廣